

【総務・経理 関係】

担当 横内 坂本 猪股 塚原  
電話 055-262-4422

## 政治連盟幹事会及び理事会が開催されました

標記理事会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

1. 日 時 平成19年1月27日(土) 《幹事会》 15:00~16:30  
《理事会》 16:30~17:00
2. 場 所 アピオ甲府
3. 出席幹事(理事)数 30名

### 《幹事会》

- ◇ 審議事項 1)第27回政治連盟通常総会提出議案について
1. 平成18年度活動報告並びに収支決算報告
  2. 任期満了に伴う役員改選
  3. 平成19年度活動計画並びに収支計画(案)
  4. その他

なお、政治連盟通常総会、講演会、懇話会は、平成19年2月17日(土)14:00から、湯村常磐ホテルにて開催することとなりましたので、会員皆様には総会議案を送付するとともに政治連盟代議員の方々には、ご出席の程よろしくお願ひ致します。

### 《理事会》

- ◇ 審議事項 1) 理事・監事候補者選考基準内規の一部改正
- 2) 青年部規約の一部改正
  - 3) 商工組合総代会運営内規の制定
  - 4) 商工組合常任理事会規約の制定
  - 5) その他

なお、いずれも原案どおり承認され、同日をもって改正及び制定されました。但し、常任理事会規約については、総代会決議により制定することとなります。また、各規約の改正及び制定等の整備に向け、通常総会時に新本会役員及び常任理事会を構成し、新年度諸事業の早期展開をすることと致します。

そこで、平成19年度は、本会並びに支部役員の任期満了に伴う改選年度となり、各支部での役員任期は、原則2ヶ年間であることから、事業年度に合致した交代時期の統一化(年度当初)にむけて早めに新支部役員の選考をされるよう、標記の主旨をご理解頂き、ご協力をよろしくお願ひ致します。

### 理事・監事候補者選考基準内規

(社)山梨県自動車整備振興会(以下「本会」という)定款第13条に基づく理事、監事候補者の選考は、原則としてこの内規により選考する。

## 1. 選考基準

役員候補者は、社会的人格と会員の信頼を有する者で、本会の事業について知識と理解を有し、本会運営の能力を備え、充分にその職務を果たし得る者であること。

理事候補者は、業界事情に精通し、本会の運営に熱意を有する者であること。

監事候補者は、本会の事業及び会計事務に精通している者であること。

## 2. 役員候補者選考方法

理事・監事の部別人数及び選考方法は、次表により役員候補者を推薦する。

部別	支 部	理 事	正副会長	監 事	選考方法	
第1部	甲 府 東	1	0~1 (※1)	1	選考委員会	
	甲 府 西	1				
	甲 府 南	2				
	甲 府 北	1				
	峡 北	1				
	韮 崎	2				
	南 アルプス 南	1				
	南 アルプス 北	1				
	市 川	1				
	南 巨 摩 南	1				
	南 巨 摩 北	1				
	東 八	2				
	日 下 部	1				
	塩 山	1				
	岳 麓	2		1		
	大 月	1				
	都 留	1	0~1 (※1)	1	1	
	上 野 原	1				
第2部	自動車販売店協会	4		2	2	
第3部	事務局理事(員外)	2		1(※2)	会長推薦	
小 計		28	0~3			
計		28~31	5	5		

(※2) (社)山梨県自動車整備振興会 監事のみ

(※1) 理事1名枠の支部から推薦された者が会長又は副会長に選任されたときは、理事枠を2名とする。

※ 支部別理事のうち、1名は支部長を兼ねるものとする。

※ 正副会長、監事の推薦に際しては、各地域による事前協議を行うものとする。

## 3. 役員候補者選考委員会

(1) 役員候補者選考委員会は、次により構成し、委員は会長が委嘱する。

副会長 4名  
支部長 18名  
自動車販売店協会 1名  
計 23名

(2) 選考委員会の委員長は、副会長(総務委員長)がこれにあたる。

(3) 選考委員会は、総会において役員が選任された後に解散する。

## 4. 補充選任

役員の補充による選任の場合、この内規によらない。

5. 山梨県自動車整備商工組合並びに山梨県自動車整備政治連盟の役員選考は、この内規を準用する。

附 則 1. この内規は平成5年4月1日から適用する。

2. 平成11年1月12日 一部改正

3. 平成19年1月27日 一部改正  
(1項の一部変更、2項の部別人数及び選考方法の変更、3項2号委員長を変更)

## 青年部規約

### (目的)

- 第1条 (社)山梨県自動車整備振興会（以下「振興会」という。）定款第39条及び山梨県自動車整備商工組合（以下「商工組合」という。）定款第60条の規定により、設置する青年部の組織及び運営は、この規約による。
- 2 この部は、振興会及び商工組合の青年部組織として部員の活動を総括するとともに、部員相互の研鑽と親睦を深める事業を行い、もって自動車整備事業の発展と活性化に寄与することを目的とする。

### (名称及び事務所)

- 第2条 この部は、振興会及び商工組合青年部（総称：AMS山梨青年部、以下「青年部」という。）と称し、事務所は、山梨県笛吹市におく。

### (事業)

- 第3条 この部の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 振興会、商工組合、部員の事業に関する支援、協力。
  - (2) 青年部活動等の啓蒙と情報提供、情報交換及び広報。
  - (3) 自動車整備業界の発展に必要な提言等。
  - (4) 後継者育成のための組織化促進並びに部員の増強。
  - (5) その他この部の目的を達成するために必要な事業。

### (組織構成)

- 第4条 この部は、振興会及び商工組合の各支部青年部をもって組織する。
- 2 各支部青年部に関する規約等は、各支部において別に定める。

### (役員)

- 第5条 この部に次の役員をおく。
- 運営委員 18名以上36名以内

### (役員の任期)

- 第6条 振興会及び商工組合の定款による役員の任期に準ずる。
- 但し、再任を妨げない。
- 2 欠員のため補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の選任及び職務)

- 第7条 運営委員は、各支部青年部から選出された1名もしくは2名で構成する。
- 2 運営委員のうち1名を部長、4名を副部長、2名を幹事とし、運営委員会において互選する。
- 3 山梨県中小企業団体青年中央会の代表を派遣する場合は、運営委員の中から代表1名を推薦する。
- 4 部長は、部を代表し、部の業務を執行する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、又は代理する。
- 6 幹事は、この部の業務を処理する。

### (会議)

- 第8条 会議は、運営委員会及び正副部長会議とする。
- 2 運営委員会及び正副部長会議は部長が必要と認めたとき招集し、部長が議長となる。

3 正副部長会議は、部長、副部長、幹事、代表理事で構成する。

(議決)

第9条 運営委員会の議決は、過半数が出席し、出席した運営委員の過半数により議決する。

但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員会)

第10条 必要により委員会を置くことができる。

委員会の種類及び運営について必要な事項は、運営委員会において定める。

(附則)

1 この規約に定めのない事項及び改廃は、運営委員会において検討し、振興会及び商工組合の理事会審議を経て、これを決定する。

1 会員の年齢は、満50才までとする。なお、役員就任中はこの限りではない。

1 この規約は、平成18年4月18日より実施する。

1 平成19年1月27日 第7条第3項 一部改正（理事を代表に変更）

**総代会運営内規**

(目的)

第1条 この内規は、定款第6章による総代会の運営を公正かつ効率良く運営することを目的として定款第6条に基づき定める。

(適用範囲)

第2条 この内規の適用範囲は定款に定めるもののほか、第1条の目的のため、総代会運営の必要事項について適用する。

(議長等)

第3条 定款45条に定める議長は、次の手順にて選出する。

- 1) 効率良く総会を運営するため、出席予定の総代または総代たる法人の代表者の中から、あらかじめ候補者を選出する。
- 2) 候補者は、常任理事会（理事長、副理事長、支部長会会长、支部長会副会長及び事務局理事）にて選考する。
- 3) 他の候補者が総代会の場において立候補した場合は、出席総代による多数決などで決定する。

(書面議決等)

第4条 定款第43条に定める書面議決等は、次による。

- 1) 書面議決の様式及び手続きは、常任理事会の審議を経て、理事長が定める。
- 2) 書面議決の判定は、事務局が取りまとめ報告する。
- 3) 委任状の様式及び手続きは、常任理事会の審議を経て、理事長が定める。
- 4) 委任の有効性の判定は、事務局が確認し、総代会に報告する。

(その他)

第5条 1) 総代会開催日程等は、常任理事会で審議し、理事会で議決する。

2) 総代会出席総代の資格審査は、事務局が確認する。

3) その他総代会運営について必要な事項は、常任理事会で審議し、理事会で承認する。

**付 則**

1. この内規は理事会の議決により改訂することができる。

2. この内規は平成19年1月27日より発効する。
3. この内規は平成18年度理事会議決に基づき、平成19年度総代会より実施する。

## 2007 新春中小企業団体交流会が開催されました

業界も経済環境は厳しい状況が続いています。

このような時こそ組合組織に結集し、活発な共同事業を展開することにより、企業の存続、発展を図っていくことを目的に標記大会が開催されました。

役員の皆様に、新年早々のお忙しい中、積極的にご参加頂き、ご苦労様でした。

なお、当日の行事は、次のとおりでした。

1. 日 時 平成19年1月6日(土)10:30~14:00
2. 場 所 アイメッセ山梨（甲府市大津町）
3. 記念講演会 山田法胤氏「経営のこころと佛の教え」  
(法相宗大本山薬師寺副住職)
4. 交流パーティー 手作り料理を囲みながら各業界の参加者との賀詞交換  
(中央会女性部が主体となり多数の模擬店を出店)

## AMS山梨青年部新年交流会が開催されました

青年部運営委員会ではこれから青年部の具体的事業展開について検討を重ねています。そこで運営委員相互の情報交換と親睦を図るために25名が参加、本会役員も交えた標記交流会を下記により開催しました。

1. 日 時 平成19年1月20日(土)19:30~
2. 場 所 石和 京水荘

## 普通車・軽自動車検査業務量（継続検査等件数）

平成19年1月

	合計	指定		認証		小計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
普通車	11,846	8,154	68.8%	2,986	25.2%	11,140	94.0%
昨年同月	12,186	8,358	68.6%	3,078	25.3%	11,436	93.8%
昨年同月増減	-340	-204	-2.4	-92	-3.0	-296	-2.6
軽自動車	7,031	3,551	50.5%	2,839	40.4%	6,390	90.9%
昨年同月	6,639	3,378	50.9%	2,651	39.9%	6,029	90.8%
昨年同月増減	392	173	5.1	188	7.1	361	6.0
合計	18,877	11,705	62.0%	5,825	30.9%	17,530	92.9%
昨年同月	18,825	11,736	62.3%	5,729	30.4%	17,465	92.8%
昨年同月増減	52	-31	-0.3	96	1.7	65	0.4